

平成 25 年度公益財団法人北海道体育協会 定時評議員会議事録

1 日 時 平成 25 年 6 月 20 日 (木) 15:00~16:30

2 場 所 ホテルライフオー・札幌 2F ライフオー・ホール I

3 定足数の報告

(出席評議員)

上杉評議員、佐々木評議員、柳内評議員、山下評議員、大山評議員、紺屋評議員、植田評議員、下野評議員、勝見評議員、山崎評議員、小野評議員、荻野評議員、岩井評議員、米田評議員、北野評議員、宮永評議員、赤田評議員、塚田評議員、秋野評議員、今泉評議員、藤ヶ森評議員、阿部評議員、張江評議員、松岡評議員、森評議員、小野塚評議員、山本評議員、藤原評議員

(欠席評議員)

長島評議員、小林評議員、青柳評議員、大橋評議員、渡辺評議員、飯島評議員、岩崎評議員、藤岡評議員、山田評議員、小谷評議員、牧評議員、荻根澤評議員、笹川評議員、三浦評議員、野呂評議員、田島評議員、佐伯評議員、須藤評議員、長澤評議員

評議員総数 47 名のうち出席評議員 28 名、欠席評議員 19 名、本会定款第 20 条第 1 項に基づき本評議員会が成立。

4 開会挨拶 (堀会長)

・ 評議員会出席に対する謝辞

・ 爽やかな初夏の訪れとともに、全道各地において様々なスポーツが盛んに行われ、本格的なスポーツシーズンとなってきました。評議員の皆様には時節柄、忙しい中を出席願ひ、誠にありがとうございます。

北海道体育協会は皆様の理解と支援により、昨年 4 月 1 日より公益財団法人北海道体育協会として新たなスタートを切らせてもらったところです。

本日は公益財団法人として初めての決算を迎えた評議員会であり、新生「道体協」としての事業執行及び決算等の状況について報告し、審議いただくこととしています。

さて最近のスポーツ界の話題としては、2014 年にブラジルで開催されるサッカーワールドカップアジア最終予選で、日本代表が見事に本大会への切符を掴み取ってくれました。大変明るい話題ではなかったかと思います。今、コンフェデレーションズカップがブラジルで行われていますが、残念ながら日本の成績はいまいちで、イタリア戦も 4 対 3 で負けた残念なニュースもあります。しかし本大会では是非頑張ってもらいたいと考えています。

さらに日本のスポーツ界にとって最大の関心事である 2020 年オリンピックの開催都市が決定される 9 月 7 日まで残り 79 日となってきました。報道などによると開催都市決定に向けた招致委員会による各種イベントや各方面への働きかけを見聞きしています。皆様の胸に招致委員会のバッジが付けられていますが、東京の開催都市決定に向けた最後の切り札は、なんといっても国民の五輪招致に向けた機運の高まりが決め手になるものと考えます。どうか皆様方におかれましても、東京招致に向けた様々な取り組みに今後とも支援と協力をお願いしたいと思います。

本日の評議員会は平成 24 年度の事業報告、収支決算案など報告事項 2 件、協議事項 2 件についてお諮りします。

結びになりますが、本評議員会をもちまして退任をされる方々には、これまでの尽力に心よりお礼を申し上げるとともに、引き続き北海道のスポーツ振興に対し、より一層の支援と協力をお願いして、開会の挨拶とします。

5 議長選出

事務局次長から、本会定款第 19 条第 5 項の規定により、議長の選出について諮ったところ、事務局一任の声を受け、評議員の同意を得て、佐々木評議員が選出された。

6 議事録署名人の選任

議長から、本会定款第 23 条第 2 項の規定により、議事録署名人の選任について諮ったところ、評議員の同意を得て、山崎評議員、森評議員を議事録署名人に選任した。

7 議 事

・報告事項

(1) 平成 24 度事業報告について（報告第 1 号）

山口事務局長から資料 1 ページより 14 ページを説明、その内容は次のとおりである。

平成 24 年度は、先ほど会長の挨拶にもあったとおり公益財団法人としての初年度にあたり、定款第 3 条の目的を達成させるため、昨年 6 月に定めた事業運営方針に基づき、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益事業を実施しました。

さらに、この公益事業を安定的かつ継続的に実施していくため、収益事業である「北海きたえーる」でのスポーツイベント以外の貸出で、ここからの収益を公益事業に配賦することにより、公益性を一層高め魅力ある事業展開にも努めてきました。

また、民間企業からの寄附による公益事業を道民全体で支える仕組み作りにも努めました。特に、ホクレンが販売していますスポーツ応援米の売上金から 330 万円程の寄附金を得て事業を取り進めました。

それでは、資料に基づき、まず、公 1「競技力向上に向けた取組の推進」ですが、これは「国民体育大会事業」、「競技団体等強化育成事業」、「北方圏スポーツ交流事業」の 3 事業で構成されています。

「国民体育大会事業」では、第 67 回国体、第 68 回国体冬季大会に総勢 1,028 名の選手団を派遣し、その選手団に対し、交通費・宿泊費の一部を補助しました。また、北海道補助金では賄えない部分、個人負担の軽減ですが、交通費・宿泊費で約 976 万円程を本会の独自財源で助成したところです。成績については記載のとおりですが、第 67 回国体総合成績は天皇杯男女総合 10 位、皇后杯女子総合 11 位でした。また、第 68 回冬季国体終了時点における成績は天皇杯、皇后杯とも 1 位であり、得点においても第 67 回冬季大会終了時点と比較すると、76 点余り多い 524 点を獲得し、本年 10 月に開催する東京国体に引継ぎます。

次に、「競技団体等強化育成事業」ですが、アテネオリンピックアーチェリー競技、銀メダリストで日体大教授の山本博氏を特別講師として招聘した指定強化指導者研修会の開催や、延べ 4,100 余名が参加した選手強化事業、強化合宿等を加盟競技団体と連携を図り実施しました。

次に、「北方圏スポーツ交流事業」では、北海道ラグビーフットボール協会の協力を得て、カナダアルバータ州から高校 7 人制ラグビー選手団 19 名を招聘し、オール北海道チームと親善試合や、札幌厚別高校を訪れ生徒と共に茶道や書道等を行い、日本文化を体験するなど両国の高校生にとって貴重な機会を得ることができ、国境を越えた相互理解・融和を図ることができました。

続いて、公 2「生涯スポーツの推進に向けた取組み」では、「スポーツ指導者育成事業」、「地域スポーツ振興事業」、「日・韓・中スポーツ交流事業」、「南部忠平記念事業」、「広報・顕彰事業」の 5 事業を行いました。

「スポーツ指導者育成事業」では、日体協公認のスポーツ指導者を 206 名養成しました。また 388 名のスポーツ指導者やスポーツ愛好者を対象とした研修などを通して、指導者の資質の向上に努めました。

次に、「地域スポーツ振興事業」では、日体協から委嘱されたスポーツクラブ育成アドバイザーを中心に、総合型地域スポーツクラブの創設や育成支援を行いました。その結果、本年 3 月末で 91 市町村に 125 クラブが設立し、19 市町村 31 クラブが準備中です。このことから、設置している市町村は 110 となり、全市町村に対する設置率は 61.5%に達したところです。

次に、「日・韓・中スポーツ交流事業」では、本道での開催が 8 回目となった日韓青少年冬季スポーツ交流事業をはじめ、韓国との地域間交流事業を実施しました。しかし、計画していた中国との交流は、残念

ながら諸般の事情から中止となりました。なお、日韓青少年冬季スポーツ交流事業では、北海道スケート連盟、北海道アイスホッケー連盟、北海道カーリング協会、更には会場の札幌市、苫小牧市の関係団体には多大な協力をいただきました。

次に、「南部忠平記念事業」では、南部記念財団から継承した基金を財源に、地域のスポーツ振興に助成を行うとともに、毎年日本のトップレベルの選手を招いて開催している南部記念陸上競技大会への共催と負担金の支出を行いました。

「広報・顕彰事業」では、本会並びに北海きたえーる等の情報をホームページにより発信するとともに、道体協ニュースの紙面を通して加盟団体の活動状況などの情報を年2回各千部発行し、道民へスポーツに関する情報を提供しました。また、顕彰事業では、毎年6月に行う道体協表彰において、本道出身者で国内外で活躍した優秀な選手や、長年選手の指導や組織の育成に寄与した功労者等46名、19団体を表彰しました。

続いて、公3「青少年スポーツの振興に向けた取組の推進」、スポーツ少年団の育成事業では、「スポーツ少年団交流大会事業」、「スポーツ少年団指導者等養成・育成事業」、「スポーツ少年団組織整備強化事業」の3事業を実施しました。

「スポーツ少年団交流大会事業」では、全国や全道各地の子ども達がスポーツを通して交流する各事業を記載のとおり実施し、延べ1,600余名が参加し交流を深めました。特に、第34回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の運営には、北海道軟式野球連盟、札幌市軟式野球連盟、札幌市体育協会並びに札幌市スポーツ少年団等に絶大な協力をいただきました。

次に、「スポーツ少年団指導者等養成・育成事業」では、発育発達期にある子ども達の心身の特性を学習し、保護者や地域から信頼される指導者の養成・研修を全道各地で開催し延べ650余名が指導者としての資質の研鑽に努めました。また、次世代の指導者である中高生のスポーツ少年団リーダーの育成では、各事業を記載のとおり実施し、220余名のリーダーが参加をし、リーダーとしての資質と能力の向上を図ったところです。

次に、「スポーツ少年団組織整備強化事業」では、管内スポーツ少年団協議会や札幌市スポーツ少年団活動の充実・強化や組織の活性化を図るため活動費の一部を助成しました。また、スポーツ少年団の育成に関する諸会議を開催し、諸課題の解決策を検討したところです。さらに、全道で模範的な活動を行っているスポーツ少年団や指導者など個人55名、33団体を記載のとおり表彰しました。なお、スポーツ少年団の登録は団数2,204団、団員数46,173名、指導者数9,185名と昨年に比べると、それぞれ減少し、団員登録は9年連続の減少にあり、この傾向に歯止めが掛かりません。また、この状況は全国的な傾向でもあります。

続いて、公4「北海道立総合体育センターの運営、道立総合体育センター運営事業」では、北海道から指定管理者として指定を受け、新公共経営の考え方や公民協働の理念のもと「北海きたえーる」の公平な利用の確保と施設設備の適正な維持管理はもとより、安全安心な施設の運営を行うとともに、多彩な自主事業を実施し、道民の体力の向上を図るために、「自主事業」、「スポーツ施設貸出事業」、「スポーツ情報・資料展示事業」の3事業を実施しました。

「自主事業」は、本道の子ども達の体力が全国的に低位にあることから、その改善を図るため、ホクレンからの寄付金を原資に「きたえーるチャレンジクラブ」や「きたえーるアスリートチャレンジ」、さらには「未就学児童体力向上事業」など子どもの体力向上に特化した事業に取り組みました。特に、新規事業の「きたえーるチャレンジクラブ」は、一般的なスポーツ教室とは異なり、体を動かすことの楽しさを体験してもらうため、小学校低学年を対象に、2回で1種目を体験し延べ9種目にわたるスポーツを約半年間取り組みました。実施種目には加盟競技団体をはじめとする9つの種目団体に協力を得ました。参加した子ども達からは「楽しかった」または「指導にあたってもらった先生がとても優しかった」、また保護者からは「次回もまた参加させたい」などと好評だったことから、平成25年度も引き続き実施します。

次に、「スポーツ施設貸出事業」では、全国規模のスポーツイベントとしては東日本インカレや全国高等学校選抜卓球大会など27大会、そして全道又は地区規模イベント、更には市民レベルの練習会に至るまでの様々な団体及び個人に貸出を行い、年間の利用者数は全館で延べ81万4千余名となりました。開館から

の延べ利用人数は865万人を超えたところです。

次に、「スポーツ情報・資料展示事業」では、道内のスポーツ情報やスポーツに関する専門書や定期刊行物の閲覧、さらには南部忠平氏の縁の資料展示を行いました。特に、情報資料室に設置していたビデオ視聴コーナーから、DVD視聴コーナーへの改修や体育・スポーツに関する専門書の入替をするなど利用者の要望の声にも応えてきました。

続いて、収益事業ですが、今まで説明をした公1から公4までの公益目的事業の推進に資するための付随事業として、体力向上やスポーツ精神の高揚を図る目的以外の文化的催事として14の事業に貸し出しをし、収益事業を実施しました。また、来館者の利便を図るため飲食料自動販売機の設置も併せて行い、安定的な収益の確保に努めてきたところです。

以上、平成24年度事業報告について報告をしました。

報告第1号について諮ったところ了承された。

(2) 公益財団法人北海道体育協会評議員の選任について（報告第2号）

山口事務局長から報告第2号を説明、その内容は次のとおりである。

平成21年度に本会が公益財団法人への移行を見据えた定款の変更により、大幅に人員を絞り、更には組織の継続性を考慮して最初の評議員のみ任期を4年と6年にした経緯があります。本日は、その内任期が4年の評議員が改選を迎えることから、評議員選定委員会が新しい評議員を選任するまでの経緯を報告させてもらうものです。

評議員の任期については、定款第14条により、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までと定めています。

また、評議員の選任については、同じく定款第12条によってその定数を定めています。また第13条で選任、解任について定めています。更に同条第4項によりまして評議員選定委員会に推薦する評議員候補者は、理事会又は評議員会が推薦できるとしていることから、公益財団法人北海道体育協会評議員及び役員選任内規第2条により、加盟団体を母体として推薦される評議員候補者45名以内を評議員会が、学識経験者としての評議員候補者5名以内を理事会がそれぞれ評議員選定委員会へ推薦することとしています。

なお、この公益財団法人北海道体育協会評議員及び役員選任内規については、平成23年度の定時評議員会の理事の改選議案のなかで、出席評議員から理事の選考は分かり易く公明正大に取り進めるべきではとの意見をもらったことや、本会が昨年4月に公益財団法人へと移行認定したこともあり、評議員及び役員等の選任手続きに透明性を確保するため、本年1月8日の第3回理事会において決定をしたものです。

これらの定款及び内規に基づいて、1月～2月にかけて加盟団体代表者会議を開催し、加盟団体を母体とした評議員候補者を推薦する団体を決定し、その団体から候補者として推薦された評議員候補者を評議員会として評議員選定委員会へ推薦するため、2回に亘り定款第21条決議の省略により、すべての評議員から同意を得たので、評議員会の決議があったものとみなされました。なお、この2回に亘ります議事録を添付しています。

また、理事会が推薦する評議員候補者については、3月21日に開催した第4回理事会において決議したところから、評議員選定委員会を5月31日と6月18日に開催し審議をいただきました。

なお、評議員選定委員会の委員については定款第13条第2項及び第3項により選任された外部委員2名、評議員1名、監事1名、事務局員1名の5名で構成されています。

以上、北海道体育協会評議員の選任について報告しました。

また、評議員選定委員である太田監事より次のように報告された。

5月31日と6月18日の2日間に亘りまして、道体協の会議室において評議員選定委員会を開催しました。メンバーは千葉委員、井川委員、小林委員、山口委員、そして私です。これらの方々により、理事会及び各関係団体から推薦のあった評議員候補者について審議をした結果、資料のとおり26名が選任されたので報告します。

報告第2号について諮ったところ了承された。

・協議事項

(1) 平成 24 年度会計収入・支出決算ならびに監査報告について（議案第 1 号）

山口事務局長から議案第 1 号を説明、その内容は次のとおりである。

決算については昨年、公益財団法人として認定された以降、初めての決算となりますことから、一部の書式で前年度の金額が記載されていませんことを、まずもって了解をお願いします。

最初に、資料の 1 ページの貸借対照表です。この貸借対照表は、3 月 31 日現在の財政の状況を表しています。Ⅰ. 資産の部では、流動資産、固定資産、そして、その他固定資産を合わせた資産合計は 3 億 7,591 万 7,024 円です。

またⅡ. 負債の部は、流動負債、固定負債を合わせた負債合計は 7,118 万 1,986 円となり、差し引いた正味財産合計は 3 億 473 万 5,038 円となりました。

なお、流動負債については、5 月末をもちすべて解消していることを報告します。

また、2 ページは、公益事業会計、収益事業会計、法人会計ごとの内訳表です。

続いて、3 ページの「正味財産増減計算書」です。本来であれば前年度の欄に数字が記載されるものですが、ただいま説明したとおり、公益財団法人として認定された以降、初めての決算であり、23 年度までの決算は一般会計あるいは特別会計別で行っていたため、これらに対比するデータがなく前年度欄はすべて零表示になっていることを理解願います。この「正味財産増減計算書」は、言うまでもなく事業年度内の正味財産のすべての増減内容を明確にした書類です。

まずは、経常増減の部で経常収益計は 9 億 869 万 1,195 円です。4 ページの経常費用計は 9 億 2,020 万 8,851 円となります。従って評価損益等調整前当期経常増減額は 1,151 万 7,656 円の減となり、また特定資産評価損益が 153 万 4 千円であることから、998 万 3,656 円の減となりました。なお、3 月 31 日現在の正味財産期末残高は、貸借対照表と同額の 3 億 473 万 5,038 円となっています。

続いて、5 ページの「正味財産増減計算書内訳表」ですが、この内訳表は、公益目的事業、収益事業、法人事業ごとに表示したものです。まさしくこれが公益認定後に審査される表です。また、審査上、重要ないわゆる財務 3 基準の内 2 つの条件に適合していることがこの一覧表から読み取ることができますが、この表ですと非常に分かりづらいので、A4 のカラーの資料をご覧になって下さい。まず、財務 3 基準の内の 1 番目としては、全ての公益事業が収支相償あるいはマイナスであることが、まず一つ目の条件ですので、この資料の中段、評価損益等調整前当期経常増減額 C (A) マイナス (B) と記載していますが、この (ア) (イ) (ウ) (エ) がすべてマイナスであることで、まずは 1 番目の収支相償あるいはマイナスであることの条件をクリアし、さらに収益の 50%以上を、公益事業また公益共通事業に加えた、その結果が収支相償あるいはマイナスであることです。これは今の行の (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) の総計がマイナス 1 億 296 万 7,897 円と記載されており、その隣の収益事業会計 1 億 408 万 7,936 円、これの 50%を、この公益事業に振り向けた場合にも、さらに収支相償であるか、あるいはマイナスであることが必要であり、この収益事業会計 1 億 400 万円の 50%、5 千 200 万円を公益事業に加えてもまだ 5 千万円程マイナスなので、これもクリアしています。

また、さらに 2 つ目の条件としては公益目的事業比率が 50%以上となることが必要で、これについてはその上の欄、経常費用計欄 (B) の公益目的事業会計の合計 (ク) があり、そして一番右端の (ケ) 9 億 2,020 万 8,851 円分の 6 億 8,437 万 8,699 円を算出すると 74. 4%で、公益目的事業比率が 50%以上となるため、この 2 つ目の条件がクリアされています。

なお、3 番目の条件は遊休財産保有額が、この公益目的事業合計額に対して超えているのか、あるいは超えていないかであり、これについては 8 ページの「財産目録」で説明をします。

続いて、6 ページの「収支計算書」、資金収支ベースの決算書です。

3 月 21 日開催の第 4 回理事会において議決された補正予算を、平成 24 年度の最終予算としこの予算と決算が大きく差異を生じたものを中心に説明します。

まず、事業活動収入ですが、(4) の利用料金等収益の 205 万 1,750 円の減ですが、これは 3 月末に行われたコンサートで見込んでいた利用料金の減が主な要因です。また (5) の受取地方補助金 276 万 8,137 円の減ですが、これは北海道補助金を精算返納したことによるものです。さらに (6) の受取民間補助金の

103万3,519円の増は、スポーツ少年団関係の軟式野球交流大会及び日韓青少年冬季スポーツ交流事業に係る委託料の減と、日体協公認指導者養成事業及び日韓地域間スポーツ交流事業に係る委託料の増とを相殺した結果の増です。(10)の雑収入の106万1,521円の減は日体協の事業還付金と雑収入の減です。この結果、事業活動収入は予算額に対し463万5,805円少ない9億869万1,195円となりました。

続いて、事業活動支出です。公1の競技力向上推進事業ですが、公1全体の予算に対し301万3,512円増の2億1,191万9,512円となりました。国民体育大会事業では、予算に対し627万4,882円増の9,207万4,882円となりました。この要因は、国体精算額の積算を誤ったことによる事務的なミスであり、今後、予算の執行状況の把握に遺漏がないよう十分に注意します。次に、競技団体等強化事業では264万1,387円の減ですが、これは、強化合宿事業及び冬季スポーツジュニアアスリート育成事業等の執行残であり、ほぼ全額を北海道へ返納しています。

次に、公2の生涯スポーツ推進事業では、予算に対し19万1,393円減の5,663万8,607円となりました。指導者養成事業や日韓中スポーツ交流事業等の事業において若干の増減はありますが、ほぼ予算どおりに執行しました。

次に、7ページの公3スポーツ少年団育成事業ですが、予算に対して173万9,389円減の7,958万611円となりました。組織整備強化事業は102万7,674円減の3,439万2,326円となりました。その要因は諸会議の出席旅費の減や事務用消耗品の節約、さらには傷害保険料の精算還付金などによるものです。なお、他の事業については、ほぼ予算どおり執行しました。

次に、公4の北海道立総合体育センター運営事業費ですが、各事業で若干の増減はあるものの、ほぼ予算どおり執行したところです。

なお、公1～公3までの共通経費は、それぞれの事業の中で経費の節約を心掛けた結果、それぞれ予算に対し縮減しましたが、公4の共通経費については修繕等の経費が膨らんだことから、86万8,176円の増となりました。

次に、収1の収益事業では、予算に対し256万1,598円減の2億1,234万9,402円となりました。その要因は、スポーツ以外の施設貸出事業のイベント時における業務委託料等が222万3,720円の減となったことです。

次に、法人会計の管理費では、予算に対し167万6,987円増の2,188万6,987円となりました。法人会計は、公益事業、収益事業に属さない法人全体の共通経費であることもあり、結果として決算額が増となったものです。

以上のことから、事業活動支出計では、ほぼ予算どおりの9億1,605万7,138円となりました。従って事業活動収支差額は、予算に対して491万7,943円の増となり736万5,943円の支出超過となりました。

続いて、Ⅱ.投資活動収支の部の投資活動収入の基本財産取崩収入では、国債を購入するために100万円の取崩しをしました。また特定資産取崩収入では、退職給付引当資産から退職手当相当分を取崩したものです。また、投資活動支出では、基本財産取得支出として前述の基本財産取崩収入で5年国債を購入し、特定資産取得支出では、退職給与引当金に371万5,250円を積立てたものです。また、スポーツ調整基金積立支出では、今年度は積立を行わず25年度に積立を行うとしたため143万6,879円の減となり、その結果、投資活動支出計は472万5,172円となり、投資活動収支差額は108万9,894円の減となりました。

最後にⅢ.財務活動収支の部ですが、収入・支出ともありませんでした。

以上のことから、平成24年度の収支差額は予算より90万1,831円増の845万5,837円の支出超過となりました。前期繰越収支差額5,974万2,592円より、支出超過分を差引いた5,128万6,755円が次期繰越収支差額となります。

なお、公益法人としての1つのメリットである節税効果については、前年度は約1千3百万円を納税しましたが、今年度は、約676万円で約7百万円程の効果があつたものです。

続いて、8ページの「財産目録」ですが、この財産目録は、1ページの貸借対照表の補完資料です。なお、先ほど別紙で説明をした財務3基準の3番目の遊休財産保有額ですが、これは財産目録の正味財産、この目録の右下に記載してます3億473万5,038円から基本財産合計1億100万2,700円を引いた金額が遊休財産保有額になります。それに対して本会の遊休財産の保有限度額は、先ほど説明をした(ク)の欄の6

億 8,437 万 8,699 円となっており、遊休財産はこの限度額以内ですので、3 番目についても適合をしています。従って、財務 3 基準については全て適合しています。

次に、9 ページ財務諸表に対する注記です。1、2 については変更はありません。3 の基本財産及び特定資産の増減及びその残高は記載のとおりです。昨年より 262 万 3,894 円増の 2 億 2,096 万 9,537 円となりました。その要因は平成 19 年に北海道銀行から購入した投資信託の時価評価額が増えたこと等によるものです。4 は基本財産及び特定資産の内訳です。5 の担保に供している資産はありません。6 の固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残額は記載のとおりで、昨年と比較すると、建物の茨戸川艇庫研修センターの資産を 300 万円程償却しました。7 の債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高については記載のとおりですが、本日現在未収金の 5,605 万 6,825 円は既に回収済みです。8 については該当がありません。

次に、11 ページの 9 の満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益については記載のとおりです。基本財産については、時価評価が 50%を下廻っていないので帳簿価額は 1 億円となっています。しかし、昨年の時価と比較しますと 1,073 万円ほど増えています。

特定資産のスポーツ振興特別積立金及び南部忠平記念事業積立金については、当時の帳簿価額の 8,500 万円と 1,500 万円がそれぞれ 50%を下廻ったため、平成 24 年 3 月末の時価を帳簿価額に変更しました。しかし、今年の 3 月末現在では昨年より両積立金を合わせて約 2,000 万円ほど時価が増えています。

10 以降については記載のとおりです。13 ページは、新たに 2 つの明細が追加になっています。

また、平成 24 年度において、先ほど収支計算書で説明しましたが 845 万円程の支出超過をしていることから、事業の見直しを行いながら、効率的な予算の執行を心掛け、職員一同で支出超過の圧縮に努めたいと考えています。

以上、平成 24 年度会計収入・支出決算について説明しました。

監査報告について嶋倉監事から次のように報告された。

資料の 14 ページに監査報告書を掲載しています。5 月 23 日に大野監事、太田監事と私嶋倉 3 名で、会務、会計事務、両方の監査を行いました。会務についても適正に執行されており、また会計事務についても財務諸表他、関係証拠書類等を精査した結果、適正に行われていることを確認したので報告します。

第 1 号議案について諮ったところ承認された。

(2) 公益財団法人北海道体育協会役員（理事・監事）の選任について（議案第 2 号）

山口事務局長から役員を選任に係わる経過を説明、その内容は次のとおりである。

定款の第 28 条役員の任期についてですが、第 28 条第 1 項及び第 2 項により現理事、監事の任期は、本評議員会の終結時までとなっていることから、今回理事、監事の選任について提案するものです。

先ほど、評議員の選任についての報告事項でもふれましたが、平成 23 年度の評議員会で役員の改選について諮ったところ、役員の改選手続きは分かりづらい、もっと公明正大に取り組むべきではとの主旨の意見をもらったこと、あるいは本会が昨年 4 月 1 日をもって公益財団法人へと移行認定したこともあり、評議員並びに役員の選任手続きの透明性をこれまで以上に確保するため、本年 1 月 8 日の第 3 回理事会で、公益財団法人北海道体育協会評議員及び役員選任内規を決定させてもらったところです。

また、定款第 24 条では役員の設置について定め、その人数を定めています。しかし選出区分や選出人数などは定めていないことから、この内規により選出区分並びに選出人数を具体的に明示したものです。

なお、内規の第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号により、選出区分を加盟団体等としている理事については、1 月から 2 月にかけて加盟団体代表者会議を開催し、理事候補者を推薦する団体を決定し、この決定に基づき候補者として推薦された方々です。また、選出区分を理事会としている学識経験者の候補者は、内規の第 3 条第 4 項及び第 5 条に基づき、3 月 21 日の第 4 回理事会で評議員会に推薦することを決議し、本日の評議員会に提案をするものです。

また、監事についても内規第 4 条、第 5 条に基づき、3 月 21 日の第 4 回理事会で評議員会に推薦することを決議したので、監事候補者として本日の評議員会に提案するものです。

以上、公益財団法人北海道体育協会役員（理事・監事）の選任について説明しました。

議長から、役員の選任は本会定款第 17 条に基づき、評議員会の権限と規定されているため、理事及び監事全員の退席を求めた。

また、議長から定款第 20 条第 3 項に規定しているとおり、各候補者ごとに決議する旨、説明した。また、事務局長から別添の公益財団法人北海道体育協会理事候補者名簿及び監事候補者名簿を基に、各候補者ごとの経歴や本会との関係並びに選任理由等の説明をした。審議は各候補者ごとに行い、出席評議員全員が異議なく承認し、当該名簿のとおり 25 名の理事と 3 名の監事が選任された。

8 その他

公益財団法人北海道体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置要綱及び役員等倫理規程について

山口事務局長から資料に基づき説明、その内容は次のとおりである。

北海道体育協会及び加盟団体等における倫理に関するガイドライン、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置要綱は、過去の本会や加盟団体における不正経理を顧みることと、昨今のスポーツ指導中における指導者等から選手等に対する暴力、セクハラ、パワハラの根絶と意識啓発のために策定しようとするものです。また、役員等の倫理規程については、今回新たに定め公益財団法人としての体制を整えていきたいと考えています。

なお、これらについては 5 月 30 日に開催した企画運営委員会、6 月 6 日の第 1 回理事会において、これらの件を説明しました。今後の企画運委員会あるいは理事会において協議をいただき、9 月の理事会に成案としてまとめたと思っています。このことについて、意見等がありましたら、事務局へお知らせ願います。また、9 月の理事会で、このガイドライン等が決定された場合には評議員の皆様方に送付するとともに、加盟団体等にも周知し、ガイドライン等を策定するよう要請したいと考えています。

以上、公益財団法人北海道体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン等について説明しました。

9 閉会 会長から閉会の挨拶

10 評議員会に出席した理事及び監事の氏名

理 事

堀 達也、勇崎 恒也、鎌田 昌市、石橋 弘治、霜觸 寛、白髭 俊穂、山中 宏美、徳岡 肇、山口 理喜三、八木 真理、森野 和泰、川端 茂夫、伊藤 献一、星井 國美、新村 治、柏谷 良雄、榊川 順司、久保田 敏夫、青木 喜満、吉田 聡美

監 事

嶋倉 昭、太田 三夫、大野 憲義

11 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

事務局長 山口 淳一

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

公益財団法人北海道体育協会理事候補者名簿

推薦区分	No.	候補者名	年齢	スポーツ団体等役職	本会との関係	備考
加盟団体推薦 (内規第3条 第1号、第2号、 第3号)	1	ムラセ ヒロシ 村 瀬 広	62	今金町体育協会会長 桧山管内体育協会連絡協議会理事		
	2	カシワバ ヨシオ 柏 谷 良 雄	65	倶知安町体育協会会長	現理事	
	3	イ バタ タカヤス 伊 端 隆 康	58	NPO法人留萌体育協会専務理事 留萌地方体育協会連絡協議会事務局長	現理事	
	4	カド ヤ タカフミ 角 谷 巍 啓	71	帯広市体育連盟理事長 十勝体育団体協議会副会長		
	5	シマモト トシオ 島 本 俊 男	59	(一財)札幌体育協会事務局長		
	6	サカ イ アキト 坂 井 秋 人	51	(一財)北海道陸上競技協会理事		
	7	デグ チ アキラ 出 口 明	71	(公財)北海道サッカー協会会長	現理事	
	8	モリ ノ カズヤス 森 野 和 泰	62	北海道バスケットボール連盟理事長 (公財)日本バスケットボール協会評議員	現理事	
	9	ヤマナカ ヒロミ 山 中 宏 美	43	元北海道スポーツ振興審議会委員	現理事	リレハンメル五輪銅メダリスト (スピードスケート)
	10	ヤ ナ イ アツシ 柳 内 敦	68	北海道ボート協会副会長 小樽漕艇協会会長		
	11	ヤ ギ マ リ 八 木 真 理	64	北海道テニス協会副理事長	現理事	
	12	カワ バ タ シゲオ 川 端 茂 夫	63	北海道体操連盟副会長	現理事	
	13	ハ ナ ダ ヒロシ 花 田 宏	65	(一財)北海道剣道連盟理事	現理事	
	14	トク オ カ ハジメ 徳 岡 肇	65	(一財)北海道アイスホッケー連盟理事 帯広アイスホッケー連盟理事長	現理事	
	15	ホ シ イ クニミ 星 井 國 美	64	北海道ミニバレーボール連盟監事	現理事	
	16	コンダ カツノブ 近 田 勝 信	58	北海道高等学校体育連盟会長		
理 事 会 推 薦 (内 規 第 3 条 第 4 号)	17	ホリ タツヤ 堀 達 也	77		現理事	元北海道知事
	18	ユウザキ ツネヤ 勇 崎 恒 也	72	北海道ホッケー協会副会長	現理事	
	19	カマダ ショウイチ 鎌 田 昌 市	72		現理事	元北海道教育長
	20	イシバシ ヒロツグ 石 橋 弘 次	67		現理事	
	21	シモフレ ヒロシ 霜 觸 寛	69	(一財)札幌体育協会会長	現理事	
	22	シラヒゲ トシオ 白 髭 俊 穂	63		現理事	
	23	アオキ ヨシミツ 青 木 喜 満	61	スポーツドクター	現理事	医療法人社団朋仁会整形外科 北新病院副理事長
	24	ヨシダ サトミ 吉 田 聡 美	46	スポーツメンタルトレーニング指導士会理事	現理事	
	25	シンムラ オサム 新 村 治	62	元北海道高等学校体育連盟会長	現理事	北海道体育大学校長

※年齢は平成25年6月20日現在

公益財団法人北海道体育協会監事候補者名簿

推薦区分	No.	候補者名	年齢	スポーツ団体等役職	本会との関係	備 考
理事会推薦 (内規第4条)	1	オオタ ミツオ 太 田 ミツ 夫	64	辯護士	現監事	
	2	オオノ ノリヨシ 大 野 憲 義	67	北海道ハイテクアスリートクラブ部長	現監事	
	3	ウエスギ タカヒロ 上 杉 尹 宏	70	(公財)北海道スキー連盟専務理事		

※年齢は平成25年6月20日現在

平成 25 年度公益財団法人北海道体育協会

定時評議員会

平成 25 年 6 月 20 日

議 長 佐々木 正 隆, 

議事録署名人 山崎 善 輝 

議事録署名人 森 修 二 

胡適之先生遺稿 卷之五 雜著 四



胡適之先生遺稿



胡適之先生遺稿 卷之五 雜著 四



胡適之先生遺稿 卷之五 雜著 四



胡適之先生遺稿 卷之五 雜著 四

